

須坂市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	人 53,620	千円 18,335,796	千円 351,877	千円 4,555,137	% 24.8	% 27.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

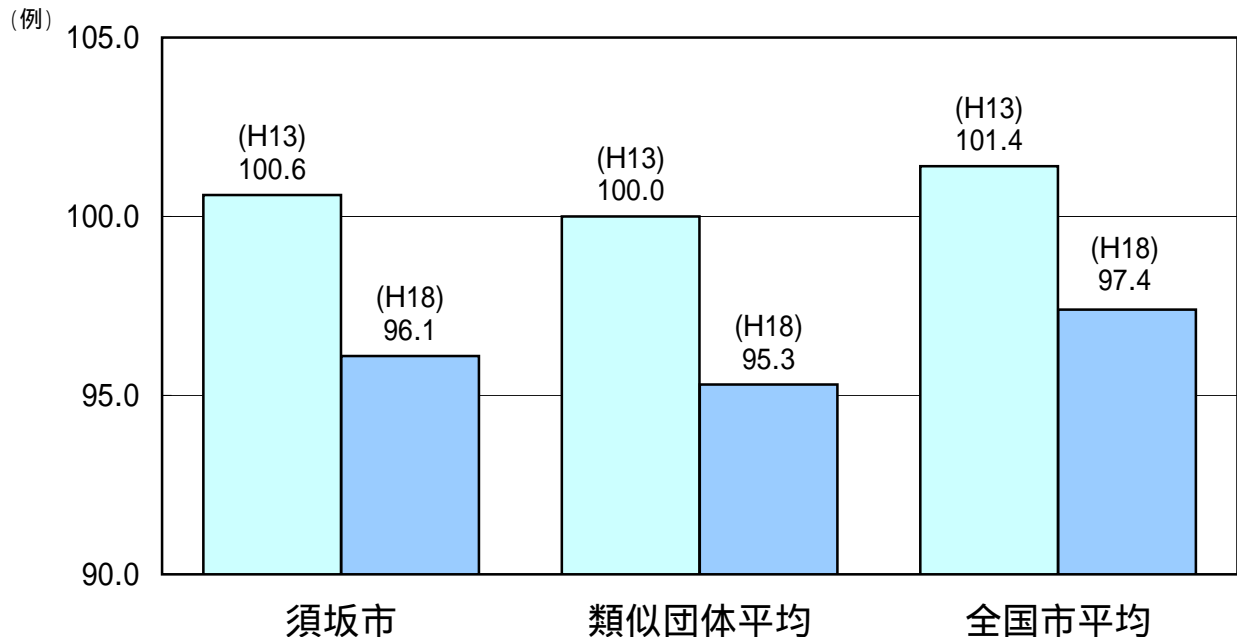
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17年度	人 473	千円 1,854,018	千円 333,547	千円 752,612	千円 2,940,177	千円 6,216	千円 6,244

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

- 平成16年7月から平成19年12月までの間、理事者の給料を減額しています。
(市長20%、助役15%、収入役及び教育長10%を減額し、年間517万円の削減)
- 平成16年10月から当面の間、管理職手当の30%を減額しています。(年間890万円の削減)
- 平成17年度に、全職員の定期昇給を1年間凍結しました。(年間5,000万円の削減)
- 平成19年4月から特殊勤務手当の一部廃止・見直しを実施します。(年間380万円の削減見込)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況

須坂市には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。
月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定をおこなっています。

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
18年度	- 円	- 円	- 円	- %	0 %	0 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
18年度	- 月	- 月	- 月	- 月	4.45 月	4.45 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の年間支給割合、
「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (18年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
須坂市	42.2 歳	333,726 円	401,076 円	363,269 円
長野県	44.6 歳	369,778 円	438,394 円	404,317 円
国	40.4 歳	328,477 円	-	381,212 円
類似団体	43.3 歳	340,222 円	395,575 円	370,478 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
須坂市	48.0 歳	339,241 円	374,197 円	360,784 円
うち学校給食員	46.9 歳	332,329 円	349,026 円	346,807 円
うち清掃職員	53.4 歳	367,180 円	433,191 円	393,895 円
うち用務員	50.8 歳	355,190 円	386,717 円	380,347 円
長野県	46.6 歳	340,704 円	377,834 円	363,799 円
国	48.4 歳	286,500 円	-	318,595 円
類似団体	47.8 歳	293,637 円	317,662 円	307,375 円

消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
須坂市	39.2 歳	307,342 円	352,529 円	337,403 円
長野県	-	-	-	-
国	-	-	-	-
類似団体	40.5 歳	317,991 円	380,426 円	347,917 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(18年4月1日現在)

区 分		須 坂 市	長野県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	170,200 円	(種)183,800 円 (種)170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	138,400 円	134,000 円	-
	中学卒	-	120,200 円	-
消防職	高校卒	138,400 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(18年4月1日現在)

区 分		経験年数 7年以上10年未満	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	254,678 円	293,738 円	337,509 円	381,964 円
	高校卒	199,400 円	239,867 円	286,593 円	337,870 円
技能労務職	高校卒	226,400 円	239,733 円	286,140 円	315,320 円
	中学卒	-	-	-	-
消防職	高校卒	212,167 円	247,800 円	307,767 円	365,200 円

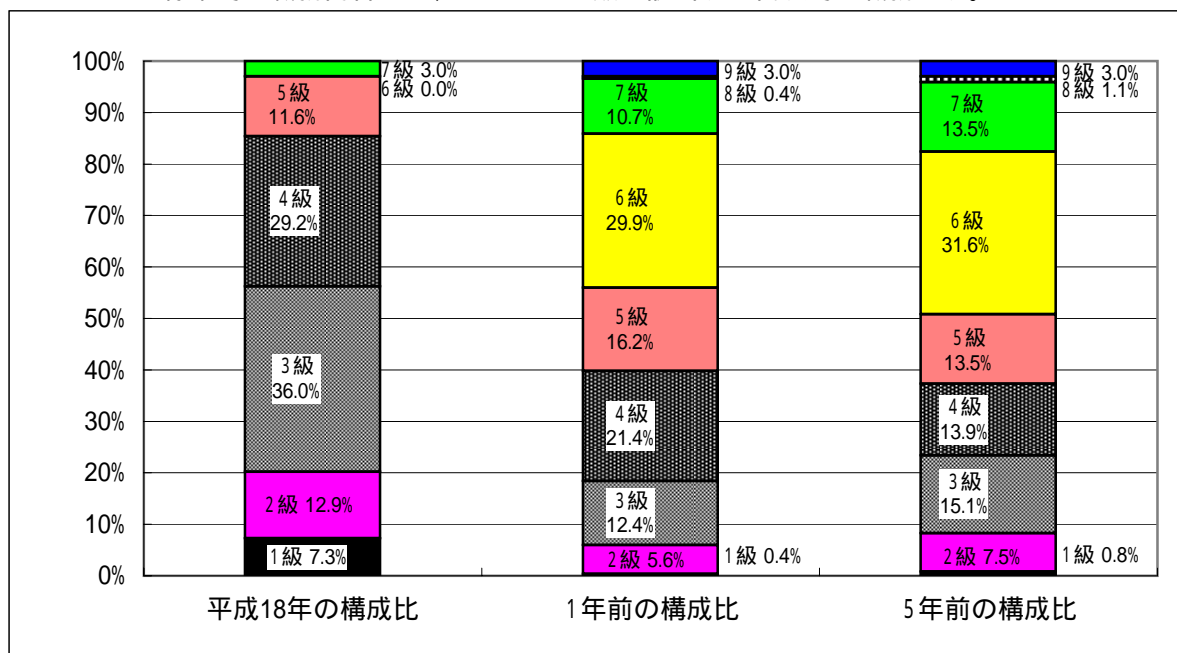
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長及び部長相当職のうち、別に定めるものの職務	7 人	3.0 %
6 級	課長及び課長相当職又は参事の職務	0 人	0.0 %
5 級	課長及び課長相当職又は副参事の職務	27 人	11.6 %
4 級	課長補佐、課長補佐相当職、係長、企画員及び係長相当職又は主幹、技幹の職務	68 人	29.2 %
3 級	係長、企画員及び係長相当職又は主査、技査、主任主事、主任技師若しくはこれに相当する職務	84 人	36.0 %
2 級	主事、技師又はこれに相当する者のうち比較的高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	30 人	12.9 %
1 級	主事、技師、主事補、技師補又はこれに相当する者及び上記以外の者の職務	17 人	7.3 %

(注) 1 須坂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合しました。)

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	人 499
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 67
	比 率 B / A	% 13.4
16年度	職 員 数 A	人 523
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	人 71
	比 率 B / A	% 13.6

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

須 坂 市	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,620 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,774 千円	-
(17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0 月分 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(18年4月1日現在)

須 坂 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.5 月分 30.55 月分	勤続20年 23.5 月分 30.55 月分
勤続25年 33.5 月分 41.34 月分	勤続25年 33.5 月分 41.34 月分
勤続35年 47.5 月分 59.28 月分	勤続35年 47.5 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)
(退職時特別昇給 退職促進期間中の 申出者0~15号俸)	
1人当たり平均支給額 10,148 千円 21,940 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

須坂市では、地域手当の支給(制度)はありません。

(4) 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	10,994 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	55,806 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	39.0 %		
手当の種類(手当数)	18		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税の滞納整理に従事した職員		1日 500円
感染症防疫手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の防疫に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において感染症患者等の救護又は感染症の病原体の処理作業に従事したとき	1日 400円
自動車運転手当	公用自動車の運転を行う職員	(1) 特殊自動車運転 (2) 公用車運転 (往復400キロメートル以上で日帰りの場合)	(1) 1日 250円 (2) 1日 4,400円
遺体取扱い手当	遺体の取扱いに従事した職員		1日 2,200円
行旅死・病人取扱い手当	行旅死亡人又は行旅病人の取扱いに従事した職員		行旅死亡 1回 3,500円 行旅病人 1回 1,000円
消防業務手当	消防の業務に従事した職員	(1) 水火災及びその他の災害に出動し、消防作業(救急業務は除く。)に従事した職員	1回 300円～500円
		(2) 救急現場に出動し、救急業務に従事した職員	1回 300円～1,300円
		(3) 深夜(午後10時から翌日午前5時まで)に出動し、前2号のいずれかの業務に従事した職員に加算する額	300円～500円
		(4) 災害等現場において、はしご自動車又は救助工作車の操作(運転を除く。)に従事した職員	1回 300円
		(5) 消防長が認める大型自動車の運転に従事した職員	1回 250円
		(6) 災害等現場において遺体の収容作業に従事した職員	1回 1,000円
		(7) 当直勤務に従事した職員	1回 600円
動物飼育従事者手当	須坂市臥竜公園管理事務所に勤務する職員にして動物飼育に従事した職員		勤務1月につき当該職員の給料1月の100分の6ただし、その額が6,500円を超えるときは、6,500円

福祉現業手当	福祉事務所に勤務する社会福祉主事、身体障害者福祉司並びに指導監督を行う職員等		1月 3,500円
清掃作業手当	須坂市清掃センターに勤務する職員にして汚物等の収集及び焼却作業並びに燃烧炉清掃点検作業に従事した職員		(1)汚物等の収集作業 1日 300円 (2)ごみ焼却作業 1日 300円 (3)燃烧炉清掃点検作業 1回 1,500円
保健衛生業務手当	保健師、看護師、作業療法士及び理学療法士		1月 1,500円
道路上作業手当	交通をしゃ断することなく行う交通量の多い道路の維持修繕の作業その他の作業で、市長の定めるもの(正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われるものを除く。)に従事した職員	舗装の打換、カバーリング、パツケン、砂利等の補給若しくは路面整正の作業又は橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、共同溝、防護柵、分離帯、区画線若しくは道路標識の新設、改築、維持若しくは修繕、高所(5メートル以上)若しくは低所(5メートル以上)の作業	1日 300円 (高所若しくは低所の場合 は、400円) ただし、作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合における当該手当の額は、150円(高所若しくは低所の場合は、200円)
家賃等徴収手当	市長が別に定める滞納整理に従事した職員	市営住宅の家賃、保育料、国民年金保険料、同和地区住宅新築資金等貸付金、奨学金償還金、霊園管理料、ごみ処理手数料及びこれらに準ずるものの滞納整理	1日 300円
用地交渉手当	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において権利者との個別交渉に従事した職員		1日 300円
家畜伝染病防疫作業手当	伝染病菌を有する家畜若しくは、その疑いのある家畜に対する防疫作業並びに家畜に対する予防業務で補定作業に従事した職員		1日 400円
特別招集手当	除雪又は側溝・水路の異状いっ水の際の障害物等の排除のため、正規の勤務時間外にあらかじめ通告なく退庁後自宅等から招集を受け作業に従事した職員	(1) 除雪作業(12月1日から翌年3月31日まで) (2) 側溝・水路の異状いっ水の際の障害物等の排除作業	(1) 除雪作業(12月1日から翌年3月31日まで) 1日 1,200円 (2) 側溝・水路の異状いっ水の際の障害物等の排除作業 1日 1,000円 (12月1日から翌年3月31日まで 1日 1,200円)
調理手当	市長の定める施設で給食調理に従事した職員		1月 1,200円
乳幼児保育手当	3歳未満の乳幼児保育を本務とする保育士		1月 1,000円
死亡獣等収集作業手当	犬、猫等の死体の収集作業に従事した職員		1回 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	168,386 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	402 千円
支給実績(16年度決算)	148,640 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	337 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当・夜間勤務手当を含みます。

(6) その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 1人目、2人目 6,000円 (扶養親族でない配偶者を有する場合1人目 6,500円) 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目 11,000円 その他 5,000円 16歳になる年度初めから22歳になる年度末までの子に対する扶養手当は5,000円を加算した額	同じ		67,929 千円	248,824 円
住居手当	家賃23,000円以下は家賃から12,000円を控除した額 家賃23,000円以上は家賃から23,000円を控除した額×1/2+11,000円 (限度額27,000円) 持家・世帯主は3,000円	異なる	国: 持家・世帯主は2,500円 (新築又は購入し5年を経過するまでの間)	24,630 千円	109,955 円
通勤手当	交通機関等利用者: 運賃等相当額 (1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、1か月当たり55,000円) 交通用具使用者: 片道 2km以上5km未満 2,200円 5km以上6km未満 4,100円 6km以上10km未満 越える距離1km毎に200円を4,100円に加算 10km以上15km未満6,500円 15km以上20km未満8,900円 20km以上25km未満11,300円 25km以上30km未満13,700円 35km以上40km未満18,500円 40km以上45km未満20,900円 45km以上50km未満21,800円 50km以上55km未満22,700円 55km以上60km未満23,600円 60km以上 24,500円	異なる	国: 交通用具使用者: 5km以上10km未満 4,100円	15,434 千円	44,351 円

宿日直手当	須坂市臥竜公園管理事務所 における当直の業務5,100円 上記以外 4,200円	同じ		207 千円	207,000 円
管理職特別勤務手当	部長等 8,000円 課長等 6,000円 現地機関の長等 4,000円	異なる	(国:管理職員 特別勤務手当) 1種 12,000円 2種 10,000円 3種 8,000円 4種 6,000円 5種 4,000円	54 千円	27,000 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 × 135 / 100	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 × 25 / 100	同じ		- 千円	- 円
管理職手当	部長等 給料月額100分の15 課長等 給料月額100分の12 現地機関の長等 給料月額100分の9 (平成16年10月から 当面の間減額中) 部長等 給料月額100分の10.5 課長等 給料月額100分の8.4 現地機関の長等 給料月額100分の6.3	異なる	(国:俸給の特 別調整額) 1種 100分の25 2種 100分の20 3種 100分の16 4種 100分の12 5種 100分の10 内部部局等に 置かれる課長補 佐又は課長補 佐相当職の官 職を占める職員 にあつては 100分の8	20,773 千円	399,481 円
寒冷地手当	11月から翌年の3月までの期 間支給 扶養親族のある世帯主 月額17,800円 その他の世帯主 月額10,200円 その他の職員 月額 7,360円	同じ		32,575 千円	63,499 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧 のため国又は他の地方公共 団体から派遣された職員で住 所又は居所を離れて本市の 区域に滞在することを要する 者に支給 公の施設又はこれに準ずる 施設 日額3,970円 その他の施設 30日以内の期間 日額6,620円 30日を超え60日以内の期間 日額5,870円 60日を超える期間 日額5,140円	異なる	無	- 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市長	(減額前) 918,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,089,000 円 / 636,300 円
	助 役	(") 760,000 円	895,000 円 / 542,000 円
	収 入 役	(") 676,000 円	810,000 円 / 538,200 円
報酬	議 長	456,000 円	551,000 円 / 269,000 円
	副 議 長	387,000 円	507,000 円 / 228,000 円
	議 員	355,000 円	475,000 円 / 213,000 円
期末手当	市長 助 役 収 入 役	(17年度支給割合) 給料月額 × 1.4 × 3.35 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(17年度支給割合) 報酬月額 × 1.4 × 3.35 月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(支給時期)
	助 役	918,000 × 在職月数 × 50/100	任期毎
	収 入 役	760,000 × 在職月数 × 35/100	任期毎
		676,000 × 在職月数 × 25/100	任期毎

(注) 平成16年7月から平成19年12月までの間、上記の給料月額から市長20%、助役15%、収入役10%を減額しています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

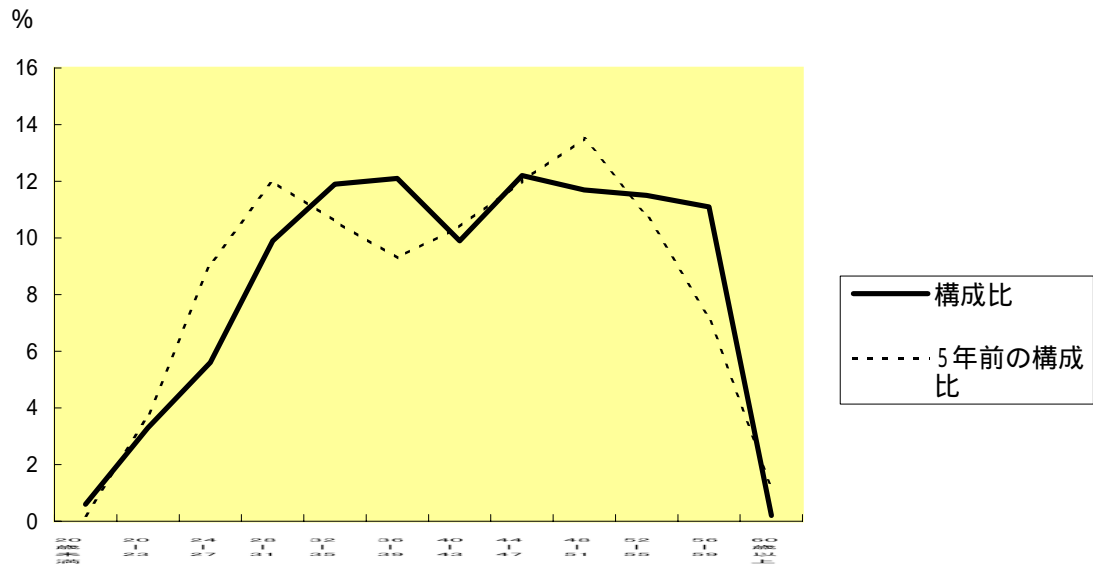
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成17年		
普 通 会 計 部 門	議会	5	5	0	養護老人ホームの民間委譲等 土木部門への業務移管等 農林水産業部門からの業務移管、事業の拡充等
	総務部門	65	67	-2	
	税務部門	20	21	-1	
	民生部門	109	113	-4	
	衛生部門	44	42	2	
	労働部門	1	1	0	
	農林水産業	18	21	-3	
	商工部門	10	10	0	
	土木部門	51	44	7	
	計	323	324	-1	
	教育部門	60	62	-2	
	消防部門	90	89	1	
	小 計	473	475	-2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.82 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 9.49人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	25	24	1	
	下水道	10	11	-1	
	その他	14	14	0	
	小 計	49	49	0	
合 計		522	524	-2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 9.74 人
		[640]	[651]	[-11]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	17人	29人	52人	62人	63人	52人	64人	61人	60人	58人	1人	522人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
(消防職員を除く) 人 435	(消防職員を除く) 人 414	人 21	% 4.8%

(参考) 平成22年4月1日現在における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	消防職員を除き、 実数で4.8% (21人)の削減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	17年～21年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般職員	職員数	279	278					-	
	増 減		-1					-1 (-%)	
保育士	職員数	68	65					-	
	増 減		-3					-3 (-%)	
現業職員	職員数	65	64					-	
	増 減		-1					-1 (-%)	
企業職員	職員数	23	25					-	
	増 減		2					2 (-%)	
計	職員数	435	432					-	414
	増 減		-3					-3 (14.3%)	-21
(消防職員)	職員数	89	90					-	
	増 減		1					1 (-%)	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	千円 1,139,979	千円 112,071	千円 202,192	% 17.7	% 19.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費	(参考)市町村水道事業 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B / A	
17年度	人 23	千円 99,447	千円 18,953	千円 41,081	千円 159,481	千円 6,934	千円 6,971

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数です。
 3 市町村水道事業平均には、政令指定都市を含みません。

イ 特記事項

- ・平成16年10月から当面の間、管理職手当の30%を減額しています。
- ・平成17年度に、全職員の定期昇給を1年間凍結しました。
- ・平成19年4月から特殊勤務手当の一部廃止・見直しを実施します。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
須坂市	46.7 歳	376,768 円	586,524 円
市町村水道事業平均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 市町村水道事業平均には、政令指定都市を含みません。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

須坂市水道事業				須坂市(水道事業を除く)			
1人当たり平均支給額(17年度)		1,771 千円		1人当たり平均支給額(17年度)		1,620 千円	
(17年度支給割合)				(17年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
3.0 月分	1.45 月分			3.0 月分	1.45 月分		
(1.6) 月分	(0.75) 月分			(1.6) 月分	(0.75) 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・ 役職加算 5~15%				・ 役職加算 5~15%			

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（18年4月1日現在）

須 坂 市 水 道 事 業			須 坂 市 （ 水 道 事 業 を 除 く ）		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
(退職時特別昇給)	退職促進期間中の申出者0~15号俸)		(退職時特別昇給)	退職促進期間中の申出者0~15号俸)	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	10,148 千円	21,940 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

須坂市では、地域手当の支給(制度)はありません。

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)	866 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	57,733 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	65.2 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
自動車運転手当	公用自動車の運転を行う職員	特殊自動車 公用車運転 (往復400キロメートル以上で日帰りの場合)	特殊自動車 1日 250円 公用車運転 (往復400キロメートル以上で日帰りの場合) 1日 4,400円
非常招集手当	正規の勤務時間外にあらかじめ通告なく緊急を要する業務で退庁後自宅等から招集を受け作業に従事した職員	(1) 開閉栓業務 (2) (1)以外の業務	(1) 開閉栓業務 1日 500円 (2) (1)以外の業務 1日 1,000円 (12月1日から翌年3月31日まで 1,200円 ただし、午後10時から午前5時までは 150 / 100の額とする。)
危険作業手当	工事及び事故等により高所(5メートル以上)、低所(5メートル以上)及び路上での弁操作等に従事した職員		1日 400円 ただし、作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は半額
薬品取扱手当	苛性ソーダ等の危険物取扱い及び管理に従事した職員		1日 500円
共同管解消手当	共同管解消のため説明会に出席した職員		1日 300円
滞納整理手当	滞納整理に従事した職員		1日 500円
用地交渉手当	用地の取得のため現地において権利者との個別交渉に従事した職員		1日 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	6,091 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	290 千円
支給実績(16年度決算)	6,997 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	333 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当・夜間勤務手当を含みます。

カ その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	配偶者13,500円 1人目、2人目6,000円 (扶養親族でない配偶者を有する場合1人目6,500円) 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目11,000円 その他5,000円 16歳になる年度初めから22歳になる年度末までの子に対する扶養手当は5,000円を加算した額	同じ		5,787 千円	304,579 円
住居手当	家賃23,000円以下は家賃から12,000円を控除した額 家賃23,000円以上は家賃から23,000円を控除した額×1/2+11,000円 (限度額27,000円) 持家・世帯主は3,000円	異なる	国: 持家・世帯主は2,500円 (新築又は購入し5年を経過するまでの間)	432 千円	36,000 円
通勤手当	交通機関等利用者: 運賃等相当額 (1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、1か月当たり55,000円) 交通用具使用者: 片道 2km以上5km未満 2,200円 5km以上6km未満 4,100円 6km以上10km未満 越える距離1km毎に200円を4,100円に加算 10km以上15km未満6,500円 15km以上20km未満8,900円 20km以上25km未満11,300円 25km以上30km未満13,700円 35km以上40km未満18,500円 40km以上45km未満20,900円 45km以上50km未満21,800円 50km以上55km未満22,700円 55km以上60km未満23,600円 60km以上 24,500円	異なる	国: 交通用具使用者: 5km以上10km未満 4,100円	716 千円	42,118 円
宿日直手当	須坂市寿楽園における当直の業務 5,900円 須坂市臥竜公園管理事務所における当直の業務5,100円 上記以外 4,200円	同じ		2,154 千円	269,250 円

管理職特別勤務手当	部長等 8,000円 課長等 6,000円 現地機関の長等 4,000円	異なる	(国:管理職員特別勤務手当) 1種 12,000円 2種 10,000円 3種 8,000円 4種 6,000円 5種 4,000円	0 千円	0 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 × 135 / 100	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 × 25 / 100	同じ		- 千円	- 円
管理職手当	部長等 給料月額100分の15 課長等 給料月額100分の12 現地機関の長等 給料月額100分の9 (平成16年10月から 当面の間減額中) 部長等 給料月額100分の10.5 課長等 給料月額100分の8.4 現地機関の長等 給料月額100分の6.3	異なる	(国:俸給の特 別調整額) 1種 100分の25 2種 100分の20 3種 100分の16 4種 100分の12 5種 100分の10 内部部局等に 置かれる課長補 佐又は課長補 佐相当職の官 職を占める職員 にあつては 100分の8	1,043 千円	521,500 円
寒冷地手当	11月から翌年の3月までの期 間支給 扶養親族のある世帯主 月額17,800円 その他の世帯主 月額10,200円 その他の職員 月額 7,360円	同じ		1,864 千円	77,667 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧 のため国又は他の地方公共 団体から派遣された職員で住 所又は居所を離れて本市の 区域に滞在することを要する 者に支給 公の施設又はこれに準ずる 施設 日額3,970円 その他の施設 30日以内の期間 日額6,620円 30日を超え60日以内の期間 日額5,870円 60日を超える期間 日額5,140円	異なる	無	- 千円	- 円

定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
(消防職員を除く) 人 435	(消防職員を除く) 人 414	21 人	% 4.8%

(注) 他会計との合計の数値です。

(参考) 平成22年4月1日現在における定員管理の数値目標(数・率)

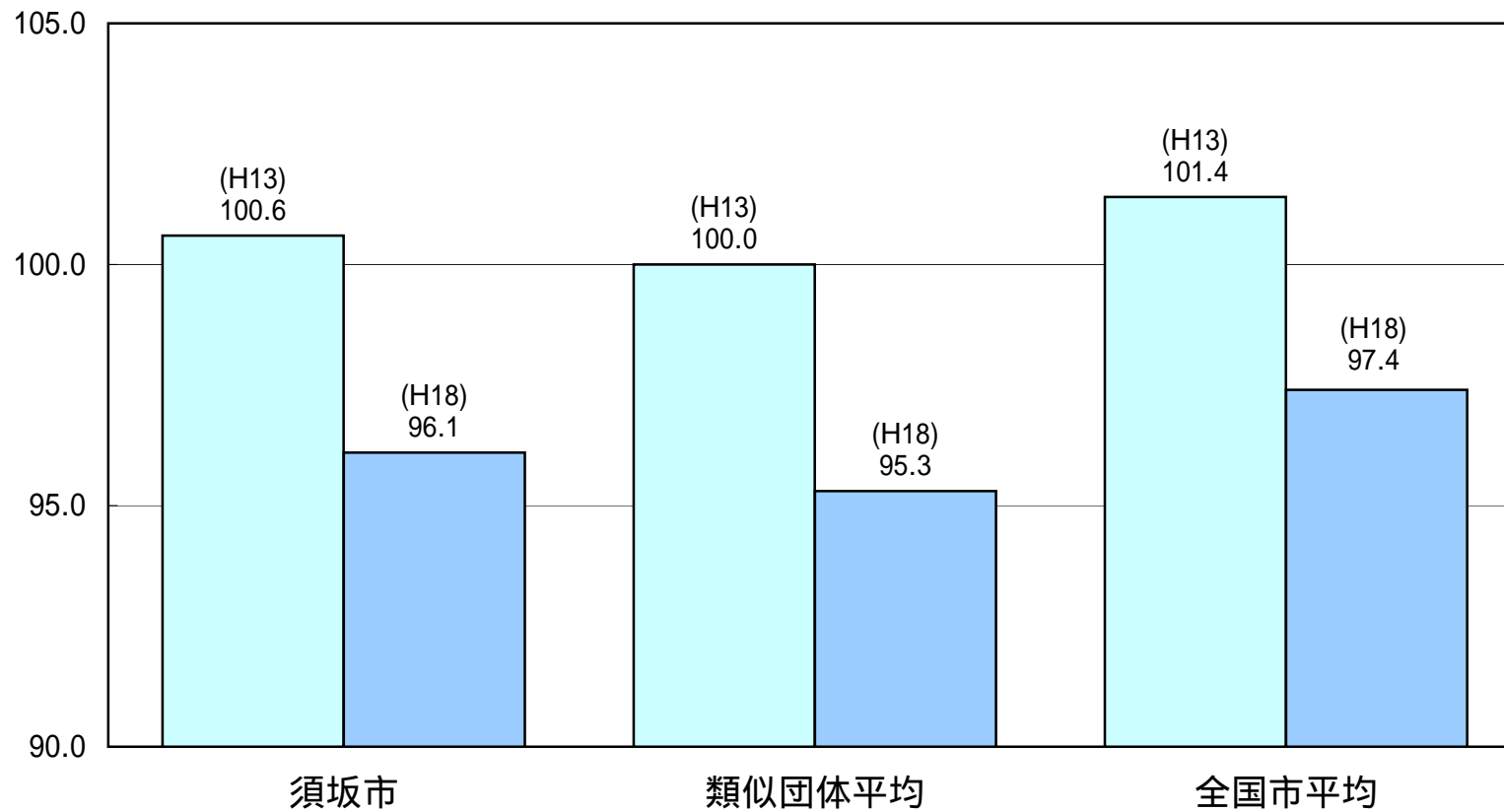
計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	他会計との合計で 実数で4.8% (21人)の削減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

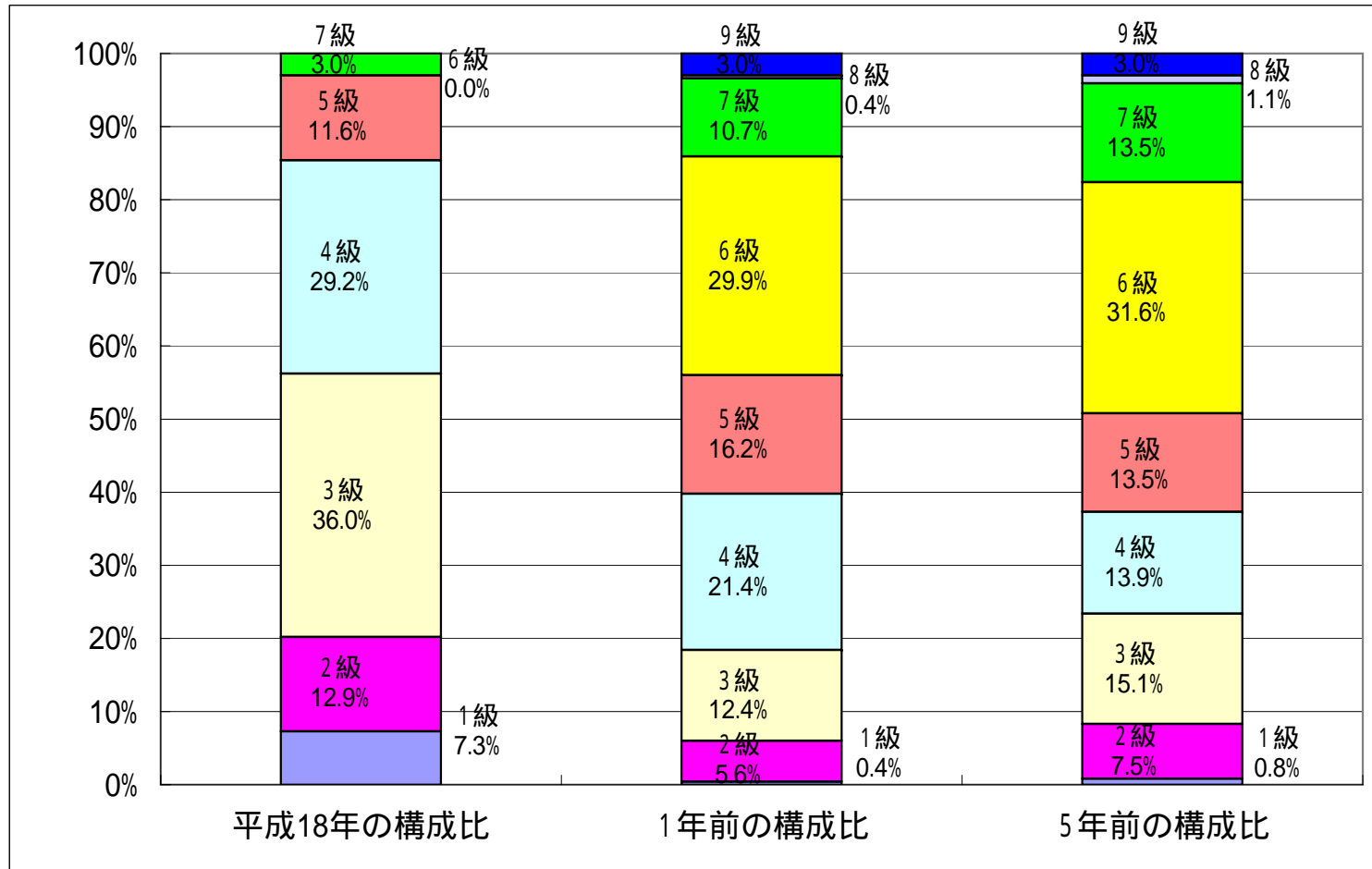
6(3) 「定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(全体)」を参照願います

区分	H13.4.1	H18.4.1
須坂市	100.6	96.1
類似団体平均	100.0	95.3
全国市平均	101.4	97.4

(例)



	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
平成18年の構成比	7.3%	12.9%	36.0%	29.2%	11.6%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	(H18)
1年前の構成比	0.4%	5.6%	12.4%	21.4%	16.2%	29.9%	10.7%	0.4%	3.0%	(H17)
5年前の構成比	0.8%	7.5%	15.1%	13.9%	13.5%	31.6%	13.5%	1.1%	3.0%	(H13)



参考

図 - 5 職種別、年齢別職員構成(全地方公共団体) <グラフデータ>

構成比	0.6	3.3	5.6	9.9	11.9	12.1	9.9	12.2	11.7	11.5	11.1	0.2
5年前の構成比	0.2	3.7	9.1	12.0	10.6	9.3	10.4	12.0	13.5	10.8	7.2	1.2
	20	20-23	24-27	28-31	32-35	36-39	40-43	44-47	48-51	52-55	56-59	60

